

◎新潟県告示第887号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和5年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月4日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	十日町市全域
9月5日（火）	午前10時から正午まで	川治公民館	
9月6日（水）	午後1時から3時30分まで		
9月7日（木）	午前11時から正午まで 午後1時から4時まで	松之山自然休養村センター （松之山公民館）	
9月8日（金）	午前9時から正午まで	千手中央コミュニティセンター 車庫	
9月11日（月）	午前11時から正午まで 午後1時から4時まで	十日町市役所松代支所 車庫	
9月12日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	十日町市役所中里支所 車庫	
9月15日（金）	午前9時から正午まで	下条公民館	
9月19日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	川治公民館	
9月20日（水）	午前10時から正午まで	十日町市総合福祉センター サンクロス十日町	
9月21日（木）	午後1時から3時30分まで		
9月22日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	千手中央コミュニティセンター 車庫	
9月25日から令和6年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日及び令和6年1月2日、同月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会